

第2次白浜町の教育に関する大綱

～豊かな心を育むまちづくり～



令和2年8月

白 浜 町

1 教育の基本理念

「まちづくりの基本は人づくり」という観点による生涯学習を推進するとともに、学校教育や家庭教育の充実、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。また、本町の特色ある歴史文化の保存・伝承と芸術文化活動の振興を図るとともに、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を構築します。さらに、国際交流を推進するなど、住民一人ひとりの豊かな心を育むまちづくりを進めます。

2 大綱改定の趣旨

平成27年に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、白浜町では、平成28年3月に「活力に満ち心身ともに健やかに育むふるさとしらはまの教育」と題して、白浜町の教育に関する大綱を策定しました。

大綱は、第1次白浜町長期総合計画（基本構想）に規定する基本的な方針を参酌し、まちの教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものであり、白浜町の教育が目指す方向を示した計画でもあります。

白浜町長期総合計画（基本構想）は平成30年4月に見直しが行われ、第2次白浜町長期総合計画（基本構想）が策定されたことから、大綱の改訂について検討を進め、第2次白浜町の教育に関する大綱を策定しました。

3 基本方針

『豊かな心を育むまちづくり』

(1) 生涯学習の推進

住民の一人ひとりがライフステージに応じて主体的に学び、自らの能力を高めるとともに、その成果を生かすことができる機会の充実に努めます。また、住民のつながりを育み、活力ある地域づくりにつなげることができる環境整備を進めます。

- 施策の体系：
- ①学習機会の充実
 - ②学習環境の充実
 - ③推進体制の構築
 - ④図書館の充実

(2) 個々が尊重される社会の形成

地域における社会性と協調性を育むとともに、すべての人々の「個」が尊重され、だれもが分け隔てられることなく、それぞれの個性と能力が発揮され、ともに暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

- 施策の体系：①人権に関する学習・啓発の推進
②人権に関する活動の展開
③男女共同参画社会の実現

(3) 学校教育の充実

次代を担う子どもたちに夢を与えるとともに、ふるさとを誇りに思い、心豊かで健やかな子どもを育成するため、自ら学ぶ意欲を育みつつ、個性や能力を生かす教育を進めます。

また、地域の自然、伝統・文化などに関する学習活動の充実を図ります。

- 施策の体系：①特色ある教育の推進
②教育環境の充実
③学習指導の充実
④特別支援教育の充実
⑤相談支援体制の充実
⑥健康管理指導・保健体育指導の充実
⑦学校給食の充実

(4) 家庭教育の充実

家庭はすべての教育の出発点であるとの認識に立ち、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、地域全体で子どもを育む観点から取り組みを推進し、家庭における教育力の向上をめざします。

- 施策の体系：①家庭・地域との連携推進
②学習機会の充実
③相談体制の充実

(5) 青少年の健全育成

青少年が主体性、創造性、社会性及び豊かな人間性を身につけることができるよう、多様な活動機会の確保に努めるとともに、世代間交流を積極的に推進するなど、郷土への理解と愛着を育みます。

- 施策の体系：①さまざまな学習・交流活動の推進
②グループや人材の育成・ネットワーク化
③相談・指導体制の充実

(6) 歴史文化の保存・伝承と芸術文化活動の振興

世界遺産「熊野古道大辺路」をはじめとする、貴重な歴史・文化的遺産の保存・整備を推進し、住民や来訪者の保護意識の高揚に向けて取り組むとともに、その活

用に努めます。また、個性豊かで文化薫る地域社会をめざした取り組みを推進します。

- 施策の体系：①文化遺産の保存・活用
②芸術文化の振興と交流
③町にゆかりある偉人の顕彰
④グループや人材の育成

(7) 生涯スポーツの推進

住民それぞれの体力や年齢に応じた健康づくりやスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ活動の普及を進めるとともに、関係団体との連携による各種イベントを企画・開催するなど、スポーツ活動の振興に努めます。

- 施策の体系：①スポーツ活動の充実
②グループや人材の育成と指導體制の充実
③環境の整備

(8) 国際交流の推進

グローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人づくりやまちづくり、国際性に富んだ地域社会の創造に向けた取り組みを推進します。

- 施策の体系：①人材の育成
②連携・交流の充実